

止めましょう！  
テロも戦争も



日本共産党北区議会議員  
**さがらとしこ**  
区政レポート

日本共産党議員団  
2015.3.31.No.1302.  
ご相談はお気軽に  
TEL FAX とも **3905-0970**  
さがらとしこ事務所  
赤羽北3-23-17  
バス停「赤羽北3丁目、メガシティ近く」

戦後70年「軍都」から平和都市北へ  
私は、この車で、まちかどから訴えたい。正義さがらとしこ



首相表明 ブラック企業名と公表と...  
共産党要求 国を動かす 3/27の親筆

吉良よし子参院議員の話 ブラック企業名の公表は対策を求めた。首相がこれを表明したことは、大きな成果であり、ブラック企業への社会的な批判を強め、抑止力をつくる貴重な一歩になりました。

同時に、労働基準監督署の体制強化など、さらなる対策も必要です。ブラック企業根絶に今後も、全力で取り組んでいきたい。また、長時間労働を野放しにする「残業代ゼロ」制度や裁量労働制の拡大はきっぱり断念すべきです。

ブラック企業名の公表  
抑止力つくる一歩

安倍首相が自衛隊を「我が軍」と答弁したのは、20日の参院予算委員会でした。  
その安倍内閣・自公政権が今国会での強行を狙っているのが「戦争立法」です。  
自公両党による法案骨格の合意文書から、  
下表のような危険な本質が明らかに... 3/28付「赤旗」

有事から平時まで「切れ目のない」戦争参加・支援立法

「閣議決定」	具体化・戦争立法	問題点
「自衛の措置」 ⇒集団的自衛権行使容認	集団的自衛権の根拠づくり(武力攻撃事態対処法、自衛隊法改定)	他国への武力攻撃に反撃参加 広い政府の裁量、判断は無限定に 米国の先制攻撃への反撃に対して も「反撃」参加(集団的侵略)
	「国際社会の平和と安定に一層の貢献」 ⇒戦闘地域での後方支援	恒久法制定 周辺事態法改定・周辺概念の取り外し
⇒国際平和協力(PKO)で任務遂行型武器使用 駆けつけ警護可能	PKO法改定 PKOでの武器使用拡大 人道支援活動、治安維持活動などを追加し、武器使用権限拡大を検討 紛争地派兵	PKOの変質・妨害排除、警護的任務 「治安維持」名目で対テロ、ゲリラ戦 ⇒ISAF型の多国籍軍に参加
「グレーゾン」 ⇒米軍の武器を防護 ⇒閣議決定の簡略化 ⇒邦人救出作戦	自衛隊法95条・武器防護規定の米軍その他軍隊へ転用(自衛隊法改定など)	現場指揮官の判断で事実上の集団的自衛権行使へ(戦争開始) 邦人救出の軍事作戦

法制化の枠組み  
戦争立法は世界で武力行使  
米戦争に切れ目なく参加  
裏面もおみ下さい

「赤旗」  
新連載  
スタート  
徹底批判  
「戦争立法」

「ごちそうさん」  
「花子とアン」  
「マッサン」でも

戦争によって、人々の  
日常のくらしが、いとも  
簡単に壊され、若者が、  
夫が、息子が戦場に  
駆り出されていく様  
子が描かれていました。  
戦後70年の年を  
決して戦前には  
ならないと、この記事を  
読んで、あらためて思い  
つよめています。

安倍、自公政権の暴  
走を止めよう。  
戦争立法は許さない。  
いせい地方選の  
大きな争点となりました。

# 陸自、隊員に「遺書」強要

～2015.3.25付「しんぶん赤旗」1面～

## 北部方面隊

### 「戦争立法」備える事態

「海外で戦争する国」へ集团的自衛権の行使容認と、それを具体化する「戦争立法」へと暴走する安倍政権と自衛隊。それに備えるかのよ様な事態が自衛隊で始まっています。「殺し、殺される」武力行使を想定したとみられる「遺書」の強要が、陸上自衛隊で実施されていることが24日、自衛隊関係者への取材でわかりました。(山本眞直)

「遺書」を強要したのは、陸自北部方面隊(札幌市)。同方面隊関係者によると2010年夏以降、所属部隊の隊長ら上司から、「家族への手紙」を書き、ロッカーに置くように」と「服務指導」されたといっています。これは自衛官にとって事実上の「命令」に等しく、絶対服従が求められています。同方面隊の道東の部隊で

「家族への手紙」は、上司の説明に納得せず「苦情申し立て」をした隊員もいました。苦情を申し立てた隊員への部隊からの処理通知(回答)には、「有事の際直ちに任務につくことができるよう常に物心両面の準備を整えること」が陸自服務規則などに明記されていることをあげ、こう意義付けています。

心面の準備をより具体化したものであり(略)長期の任務に急ぎょ就くことに備え(略)あらかじめ本人の意思を整理しておくことにより、個人の即応性を向上させるものである」

そのうえで「単に自己の死亡のみに準備する遺書とは全く別物」としています。しかし書かされた元隊員は、「殉死(戦死)への覚悟を求めたものであることを感じた」と証言します。

### 要は「国のため」隊員の疑問当然

自衛隊人権裁判弁護団の佐藤博文弁護士の話、自衛隊は、遺書の返還を求めた隊員に「単に自己の死亡のみに準備する遺書とは全く別物である」と書面で答えられている。要するに「国のため」「公務として」「死ぬのだ、と強要している。隊員の多くが疑問に感じているのは当然だ。未成年の新入隊員にまで書かせている。憲法を無視して海外で戦争する軍隊を持つとはこういうことだ。



「遺書」を強要した陸自北部方面隊の道東の部隊で、サービスに納得できず取り戻した「遺書」を手にする元隊員。「体を大切に幸せに長生きしてください」と病弱な妻へのいたわりの言葉があります(写真は一部加工してあります)

「遺書」を強要した陸自北部方面隊総監部(中央奥の建物)―札幌市

